

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可

……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……

○建築士法による二級建築士免許の取消し

……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……

○建築基準法による一団地の区域 (二件)

……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞 (二件)

……(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)

……(環境局環境改善部化学物質対策課)……

公告

○都市計画の案 (三件)

……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……

告示

東京都告示第百二十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画交通広場事業を認可したの

で、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画交通広場事業第十二号 大森駅西口広場

三 事業施行期間 令和六年二月十九日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 大田区山王二丁目地内 使用の部分 なし

東京都告示第百二十七号

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。) 第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則 (昭和二十五年建設省令第三十八号) 第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日 令和六年一月十日

二 免許を取り消した者 氏名 武井 宣幸 建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六五五九三三三

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

東京都告示第百二十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区新河岸二丁目八百七十六番一、令和六年一月二十四日
同番三並びに同番五及び同番六の各一部、八百七十八番一、同番三から同番五まで、八百八十番一、同番三、同番四、八百八十四番一、同番三から同番五まで、八百八十六番一、同番三、同番四、同番五の一部、同番六、八百八十八番一、同番三、同番四、同番五の一部、同番六、同番七、同番八の一部、八百九十番一、同番三、同番五、同番十、四千七百七十九番一、同番二、同番四から同番七まで、四千七百八十六番一、同番六、同番七、四千八百三番一、同番四から同番十八まで、四千八百二十七番一、同番四、四千八百五十一番一、同番五、同番六、同番七の一部及び同番十四から同番十九まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区東品川一丁目二百九十六番一 令和六年一月二十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百三十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和六年二月二十九日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策

三 被聴聞者 本部門間住宅部聴聞室

(一) 商号 大井建物株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 戸田 義通

(三) 主たる事務所の所在地 品川区大井一丁目四十三番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八四三六〇号

(五) 免許年月日 令和二年四月二十二日

●東京都告示第百三十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和六年二月二十七日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部門間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社リーディング不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 生田 忠士

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区東三丁目二十三番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三五二〇号

(五) 免許年月日 令和三年十月二十八日

●東京都告示第百三十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

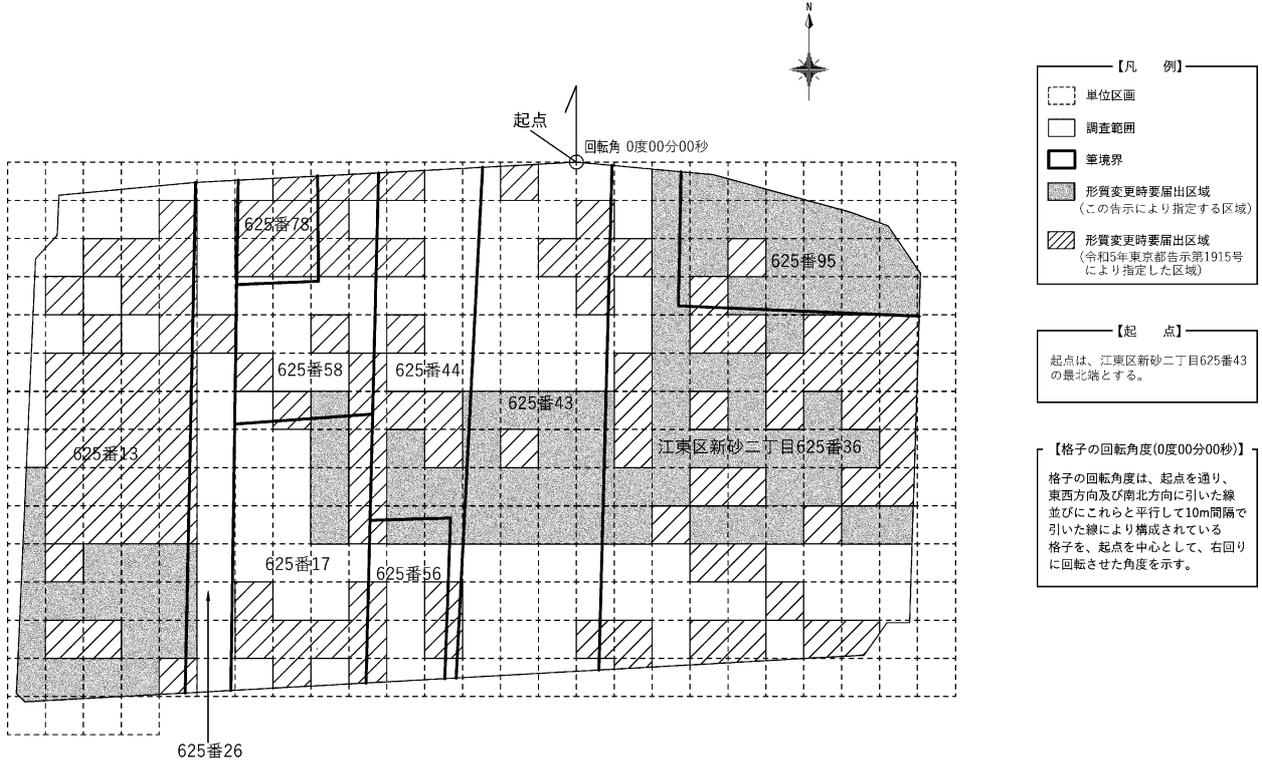
令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更所要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

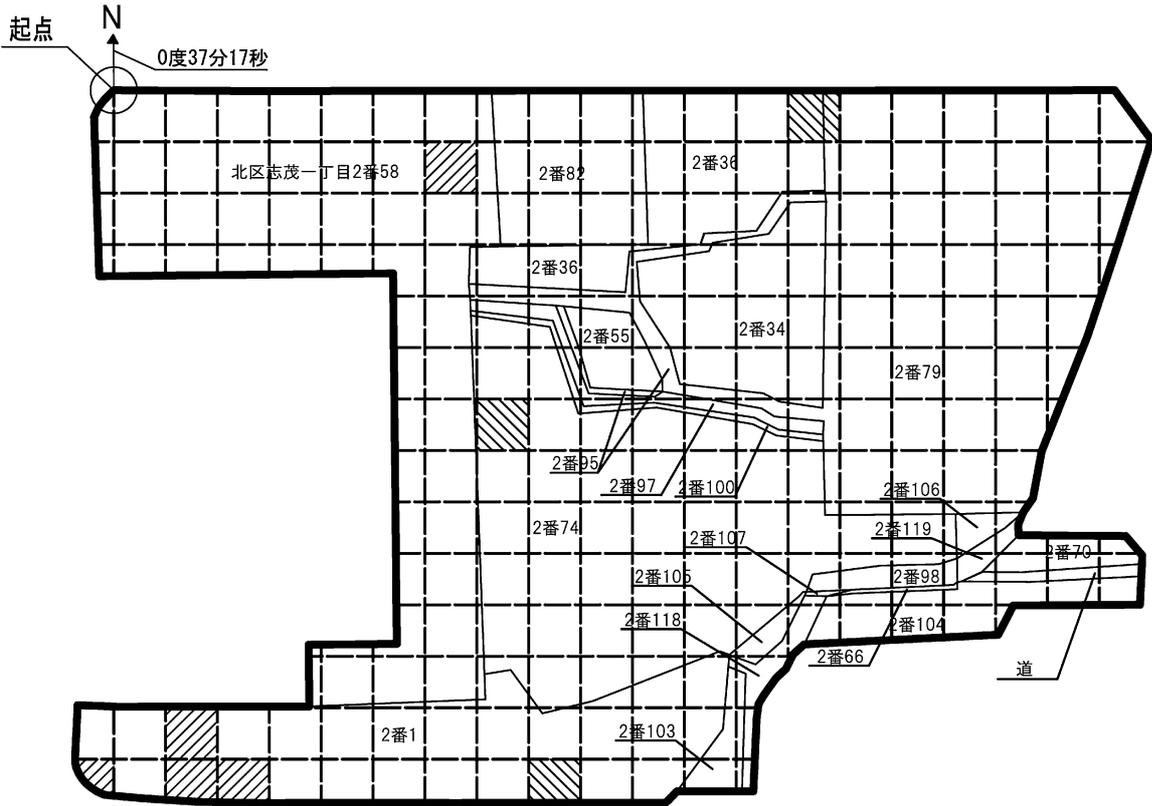
令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（北区志茂一丁
 目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化
 合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1172号により指定した区域)

【起点】

起点は、北区志茂一丁目2番58の最北端とする。

【格子の回転角度 0度37分17秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画公園

第五・五・十 追加する部分

号練馬城址公園 練馬区向山三丁目地内

削除する部分

練馬区春日町一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第五・六・二 追加する部分

十号祖師谷公園

世田谷区上祖師谷二丁目及び上祖師谷四丁目各地方

削除する部分

世田谷区上祖師谷三丁目及び上祖師谷四丁目各地方

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び世田谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和六年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第七・五・十 追加する部分

五号石神井公園

練馬区石神井町五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

